



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
3月15日
第495号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(医療福祉推進課)	1
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課)	1
牛のヨーネ病検査の実施(畜産課)	1
牛の牛海綿状脳症の発生の状況等を把握するための検査の実施(畜産課)	2
牛のアカバネ病、チュウザン病およびアイノウイルス感染症検査の実施(畜産課)	2
鶏の家きんサルモネラ症検査の実施(畜産課)	2
道路区域の変更(道路保全課)	3
道路の供用開始(道路保全課)	3

告 示

滋賀県告示第79号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年3月15日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護リハビリステーション ゆうプラス	野洲市小篠原1978番地8	一般社団法人エンモニー 代表理事 木下幸	野洲市小篠原1978番地8	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6.4.1	2561390093

滋賀県告示第80号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和6年3月15日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
TINOあおば教室	東近江市東中野町4-18	セイセン合同会社	近江八幡市堀上町159番地7	放課後等デイサービス	令和6.3.1	2550500256

滋賀県告示第81号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条の規定に基づき、牛のヨーネ病の検査を次のとおり実施する。

令和6年3月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 実施の目的 ヨーネ病発生予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類および範囲
 - (1) 搾乳の用に供し、または供する目的で飼育している雌牛
 - (2) 繁殖の用に供し、または供する目的で飼育している雌牛
 - (3) 種付けの用に供し、または供する目的で飼育している雄牛
 - (4) 前3号の牛と同一施設内で飼育している牛
 - (5) 家畜保健衛生所長が指定する牛
- 3 検査の方法 予備的抗体検出法およびリアルタイムPCR法
- 4 実施の期日および実施する区域
 - (1) 期日 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、家畜保健衛生所長が指定する日
 - (2) 区域 甲賀市(旧水口町、旧土山町、旧信楽町)、近江八幡市、長浜市(旧西浅井町)、高島市(旧今津町、旧朽木村)および家畜保健衛生所長が指定する地域

滋賀県告示第82号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条の規定に基づき、牛の死体の所有者に対し、当該死体について、牛海綿状脳症の発生の状況等を把握するための検査を次のとおり実施する。

令和6年3月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 実施の目的 牛海綿状脳症の発生および動向を把握するため
- 2 実施の対象となる家畜の種類および範囲 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項に基づく届出の対象となる牛であって、家畜保健衛生所長が指示するもの
- 3 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林水産省令第35号)第9条第2項に定める方法による。
- 4 実施の期日および実施する区域
 - (1) 期日 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
 - (2) 区域 県内全域

滋賀県告示第83号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条の規定に基づき、牛のアカバネ病、チュウザン病およびアイノウイルス感染症の検査を次のとおり実施する。

令和6年3月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 実施の目的 アカバネ病、チュウザン病およびアイノウイルス感染症の発生予察のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類および範囲 実施する区域で飼育されている牛(未越夏牛)であって、家畜保健衛生所長が指定する牛
- 3 検査の方法 臨床検査および血清学的検査(中和試験法)
- 4 実施の期日および実施する区域
 - (1) 期日 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、家畜保健衛生所長が指定する日
 - (2) 区域 県内全域

滋賀県告示第84号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条の規定に基づき、鶏の家きんサルモネラ症の検査を次のとおり実施する。

令和6年3月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 実施の目的 家きんサルモネラ症予防のため
- 2 実施の対象となる家畜の種類および範囲 種鶏および種鶏候補鶏
- 3 検査の方法 急速凝集反応法
- 4 実施の期日および実施する区域
 - (1) 期日 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、家畜保健衛生所長が指定する日

(2) 区域 蒲生郡日野町

滋賀県告示第85号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和6年3月15日から令和6年3月29日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	葛籠尾崎大浦線	長浜市西浅井町菅浦字内場493番地先から	変更後	最小 39.9m } 最大 57.5m	56.0m	道路改良工事(法面修繕)に伴う道路区域の変更
		長浜市西浅井町菅浦字内場499番1地先まで	変更前	最小 34.1m } 最大 45.6m		

滋賀県告示第86号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月15日から令和6年3月29日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
葛籠尾崎大浦線	長浜市西浅井町菅浦字内場493番地先から 長浜市西浅井町菅浦字内場499番1地先まで	令和6.3.15	L=56.0m
国道477号	大津市真野二丁目字下川原154番1地先から 大津市真野二丁目字宿ノ前1234番19地先まで	令和6.3.18	L=370.7m
赤野井守山線	守山市赤野井町字上グド1668番2地先から 守山市赤野井町字内ノ部1631番2地先まで	令和6.3.29 10時	L=100.0m

